

Pramāṇamimāṃsā にあらわれたる正理学派の文献

長崎 法潤

I

61 (長崎)

シャイナ学僧くーマチャンドラ (Hemacandra, A.D. 1088-1171) による論理書 *Pramāṇamimāṃsā* (Pm.)^① には、後期シャイナ論書の特徴として、当時の哲学諸学派からの学説が豊富に引用されている。それらによつて、この論理書の時代的・思想的背景を窺うことができるばかりでなく、仏教文献からの引用の場合、散逸されたサンスクリット原典の断片を、チベット訳との対照によつて、見出すことも可能である。その他多くの貴重な問題を提供するが、この小論では、とくに正理学派の文献からの引用をとりあげ、種々の問題点を検討したい。

① ところで、Pm. のテキストの校訂者または筆者が、出典もしくは所属学派を明らかにした引用文献を総合すべ

ば、シャイナ教文献 (I)、ウペニシャッド (I)、文典学派の文献 (I)、数論学派の文献 (I)、マーマーンサー文献 (II)、勝論学派の文献 (I)、正理学派の文献 (I)、仏教文献 (II) となる。^② これによつて明らかな如く、正理学派の文献からの引用が最も多く、次に仏教文献がついでいる。正理学派からの引用文献のうち、Nyāyasūtra から六回、仏教論書からの引用のうち、ダルマキールティ (Dharmakīrti 法称) のそれが一七回引用されている。^③ (I) とは少くとも、くーマチャンドラは、Nyāyasūtra とダルマキールティの論書に最も注意を払つた」とを表わしている。ダルマキールティの論書からの引用は、論理学の根本問題に関するものが多い。それに対し Nyāyasūtra からは、論証過程と誤謬論の定義に関する引用が多く見出される。それらの一覧表を示せば次の如くで

たるが、正理学派の他の文献からの引用をも1括して長崎
に記す。

- Pm. 1. 1. 107 = Nyāyasūtra 1. 1. 4 眼量の捉縛 Pm.
 2. 1. 17 = NS 5. 2. 15 韻體 (punaruktam) リツシヤ
 Pm. 2. 1. 22, 2. 1. 109 = NS 1. 1. 32 声分类 (śabda)
 Pm. 2. 1. 69 = NS 4. 2. 50 韵體 (śalpa) 亜韻處 (vitan-
 da)’ Pm. 2. 1. 69 = NS 1. 2. 1 韵體 (vāda)’ Pm. 2.
 1. 70 = NS 1. 2. 3 韵體の定義’ Pm. 2. 1. 76 = NS 1. 2. 19
 順次 (nigrahasthāna)’ Pm. 2. 1. 79 = NS 5. 2. 1 111種
 の韻處’ Pm. 2. 1. 80 = NS 5. 2. 2 韵脈 (pratiñāhāni)’
 Pm. 2. 1. 82 = NS 5. 2. 4 韵脉 (pratiñāvirodha)’ Pm.
 2. 1. 93 = NS 1. 1. 39 韵處 (nigamana)’ Pm. 2. 1. 97 =
 NS 5. 2. 19 韵處 (vīkṣepa)’ Pm. 2. 1. 100 = NS 5. 2. 22
 難詮 (nīanuyojyāñuyoga)’
 Pm. 2. 1. 101 = NS 5. 2. 23 遷捉縛 (apasiddhānta)’
 Pm. 2. 1. 102 = NS 5. 2. 24 互因 (hetvābhāsa)’ Pm. 2. 1.
 109 = NS 5. 2. 12 欠憾 (nyūnam)
 Pm. 1. 2. 55 = Nyayabhasya 1. 1. 1 出釋の注釈と翻
 訳’ Pm. 2. 1. 80 = NBh 5. 2. 2 韵脈の説
 Pm. 2. 1. 80 = Nyāyavārttika 5. 2. 2 韵脈の解説
 Pm. 1. 1. 26 = Nyāyasāra p. 2 声の定義

Pm. 1. 1. 16 = Nyāyamañjari p. 23 記憶と量と記述
 の破壊’ Pm. 1. 1. 127 = NM p. 464 深那感’ Pm. 1.
 2. 10 = NM p. 143 韵體は 1 つ’ Pm. 1. 2. 43 = NM
 p. 129 は 1 か所の例’ Pm. 1. 2. 44 = NM p. 130
 は 1 か所の果の例’ Pm. 2. 1. 71 = NM p. 11 韵體
 は 1 つ’

以上の 1 脇表が示すとおり Nyāyasūtra などの引用 1
 回のうち 1 11回が論証過程及び詭訛論に関するものであ
 る。Nyāyabhāṣya は 11回の引用があり、そのうちの 1
 つは負の壞脈 (pratiñāhāni) に対する注釈である。
 Nyāyavārttika は 11回のうち 1 回の引用が回の壞脈
 の注釈である。以上の 11 回は特筆すべきである。回の
 壊脈の积に關する Nyāyabhāṣya 亜 Nyāyavārttika から
 の引用文は、現在出版されてゐる校讎本と比較すれば
 大きな相違が見出される。やの点は 1 つも検証する
 余地がある。

sādhya dharmapratyanikena dharmena pratyavas-
 thitāḥ ^(a) pratiṣṭāntadharmaṁ svadr̥ṣṭāntē ^(b) nyānam
 pratijñām jahātīti pratijñāhānīḥ. yathā ^(c) anityah śab-
 dah aindriyakatvād ghaṭavatid yukte parah prati-
 yavatishat e — sāñāyanāndriyakām nityam

dṛṣṭam ^(d) kasmānna tathā śabdo'pi yetanī svaprāyukta he torābhāsatāmasya nāpi kathā vasānam-
akṛtvā prati jñātyāgām karoti — ^(e) yadya indriyakān
sāmānyam nityam, kāmām ^(f) ghaṭo 'pi nityo 'stviti.
sa khalvayaṁ sādhanaśya dṛṣṭāntasya nityatvām
^(g) *prasajān* nigamanāntameva paksām jahāti. paksām
^(h) *ca parityājan* ⁽ⁱ⁾ pratijñānām jahātītyucyate pratijñāśra-
yatvāt paksasyeti.

「所立法と矛盾する法」について対立せる〔立論者〕は、反対の譬喻の法を自己の実例に認め、主張を破壊するから壞宗である。例えば『声は無常なり。感官によりて捕捉される性質の故に。瓶の如し』と〔立論者が〕言うとや、反対論者は〔次のように〕対立する。〔すなわち〕『普遍は感官によりて捕捉され、常であると見ひれる。何故に声もまたそのようでないのか』とこういって、自ら述べた因が〔正しい因に〕似て〔正しくない〕ことを認識して、いや、議論を止めないで、主張を破壊する。〔すなわち〕『もし感官によりて捕捉される普遍が常であるならば、實に瓶もまた常であるべきやうである』と。而して彼（立論者）は論証の譬喻が常であることを認めたるになり、帰結に至るまでもやに主張を破壊する。主張

を破壊すれば、主張（命題）を破壊するに當る。主張は主張（命題）に依存するかいである。」

これが Pm. に用ひられてる Nyāyahāsyā の壞宗に関する注釈であるが、りりや Nyāyahāsyā の原典と对照するべく左記の相違が見出される。

(a) *pratyavasthitē*, (b) *abhyānujānan*, (c) *nidar-
śanam* —— *andriyakatvādanītyāḥ* śabdo ghaṭavadii
kṛte, (d) *apara āha* —— *dṛṣṭamaindriyakatvāni
nye niye*, (e) *śabda iti*, *pratyavasthitē idamāha*, (f)
欠, (g) *sādhakasya*, (h) *prasajāyan*, (i) *jahat-*
eりへど、(j) おのの相違点を検討すれば、(a)は、「対立せるは」という主格と「対立している場合」という於格との相違であり、意味の上からは何ら異なるのではない。(b)は同じ意味である。(c)は、原典の *nidarśanam* (実例) が、Pm. では *yathā* (例えば) となり、*uktē* (此時) が *kṛte* (なす時) となつているのを除けば、他は文章の順序が入れかわつて、このだけの相違であり、全体の意味も同一である。(d) では *apara āha* (他の者が言った) が Pm. では *para pratyavatisthate* (他の者が対立する) となつておる。Pm. の方が具体的に意味がわかりやすい。次に、*sāmānye nitye* (常なる普遍において) 感官によりて把

捉される性質のものは見られぬ」という原典に対し、Pm. では「普遍は感官によりて把握され、常であると見られる」となしていふが、意味には相違はない。(e) の最初 *sábda* iti と *sábdo'pítyevam* とは、些細な相違にすぎない。次に、原典では簡単に *pratyavasthitie idamáha* (対立するところ、いふのことを言つた) となりていふが、Pm. では「自ら述べた因が〔正しい因に〕似て〔正しくない〕いふを認識していても、議論を止めないで、主張を破壊する」となしでいる。意味するところは何ら異ならないが、Pm. の場合は説明的に述べられたかたちである。(f)(g)(h)(i) の相違点は極めて些細であり、意味を左右するほどのものではない。

以上の検討によつて明らかなるよどぎ、Nyāyabhāṣya の原典と Pm. が引用する Nyāyabhāṣya との間に、文章の上では相違点があるが、それらは全体の意味に何ら影響を及ぼしていない。Pm. では主に別の単語を用いたり、文章の語順を入れ換えたり、文章を挿入して、具体的に表現したりしている。Pm. では、いの引用の前に壞宗に関する Nyāyasaṃṭra の定義を引用し、続いて bhāṣyakāra すなわち Vātsyāyana の釈であると記しているかく、Nyāyabhāṣya からの引用であることにには間違いない。現在出版されている校訂本には、そのようなかたちの写本が存す

る」とを記していない。ジャイナ教徒の伝承していた写本が、そのように多少相違した文章であつたとも考えられるが、Vātsyāyana は正理学派の論師であるから、ジャイナ僧院にだけそのようなかたちの写本が伝えられていたとも考えられない。

次に同じ壞宗に関する Nyāyavārttika からの引用を見よう。

dṛṣṭāścasāvante sthitiavādantaśceti dṛṣṭāntah pākṣah. suadṛṣṭāntah suapakṣah. prati dṛṣṭāntah
prati pakṣah. prati pakṣasya dharmam suapakṣe
'bhyanujānan prati jñānā jahāti — yadi sāmān-
yamaindrīyakam nityam sabdo'pyevamastvii.
「[譬喻とは] dṛṣṭā अ anta 也であら、終においで
立てられるよう見られてしると認められてゐるから
譬喻であり、[それはすなわち] 主張である。自己の譬喻とは自己の主張である。反対の譬喻とは反対の主張である。反対の主張の法を自らの主張において認め、主張を〔次のように〕破壊する。[すなわち] 『もし普遍が感官によりて把握され、常であるならば、声もまたそのようあるべし』」

Nyāyavārttika のこの部分の原典は次のようすに相違し

(a) vyavasthita iti, (b) svaścāsau dṛṣṭāntaśceti svadṛṣṭāntasabdena pakṣa evābhīdhyate. pratidṛṣṭāntasabdena ca pratipakṣah—pratipakṣaścāsau dṛṣṭāntaśceti. etaduktanā bhavati. parapakṣasya yo dhamrmaśāntam svapakṣa evānujānātīti yathā 'nityah śabda aindriyakatvāt iti dvitīyapakṣavādīni sāmānyena pratyavasthitē idamāha—yadi sāmānyam aindriyakām nityānā dṛṣṭāntimi śabdo 'py evānī bhavatviti.

「上の言葉」 Pm. 〇_{正用文}は Nyāyavārtika の原典には金く相違_{する}。この正用文の涵_み、「一トチヤハツテ」 「Vārtikakāra トガタスム Nyāyavārtika の世相 Uddiyotakara が取_る」 と記_す。Nyāyavārtika からの引用でありますには間違_{はない}。しかし、両者の相違点を検証すれば、それは明顯な相違_{である}。されば、原典の svaścāsau dṛṣṭāntaśceti svadṛṣṭāntasabdena pakṣa evābhīdhyate (sva dṛṣṭānta かのたゞ svadṛṣṭānta と_は體體たゞ_は相違_{する}。而して張が正に表詮_{する}。) とする文章を、Pm. では dṛṣṭānta が pakṣa やある_る規定_{する}、続_{いて} svadṛṣṭānta が svapakṣa やある_ると簡単_にしか明確に記して_{いる}。

敵密に體_へせ、「svadṛṣṭānta と_は pakṣa が表_{れる}」 「svadṛṣṭānta が svapakṣa が表_{れる}」 である。アルのりんじは「svadṛṣṭānta が svapakṣa が表_{れる}」 がやくあり、後者の方が理論的に明確になつて_{いる}が、意味の上では大きな相違はない。次に原典の pratidṛṣṭāntaśceti pratipakṣah (また反対の譬喻たゞ_は説_{する}。) は簡単に pratidṛṣṭāntah pratipakṣah と_はして_{いる}。原典の pratipakṣaścāsau dṛṣṭāntaśceti (反対の主張と_は譬喻_{する}) は Pm. と_はだ。と_は必要なものではないから、省略_{される}のか_は知れだ。 etaduktanā bhavati (次のいふが體_へる) せ Pm. と_はだ。原典の parapakṣasya yo dharmastaśāntam svapakṣa evānujānātīti (他の主張の法_がある_る。それを自らの主張_と見_{して}正に體_{せる}) が_{ある}。 Pm. やは pratipakṣasya dharmānī svapakṣe 'bhyānujānan と_はいおり、意味の相違はない。次に原典や_は yatha 'nityah śabda aindriyakatvāt iti dvitīya-pakṣavādīni sāmānyena pratyavasthitē idamāha (例え_ば「瓶_は無常_な。感_じに_より_は照_るわゆる性質_の故_に」) 第_一の立論者が_は「立論」 第_二の主張論者が普通_には_は對立_{する}。〔立論者_が〕 次の_いふを_はいた) と_は

「て」の前に文「Pm. ドラ pratiñānī jahātī ～」がある。すなわち、原典では実例を詳しく述べて説明しているが、Pm. では全部省略され、簡潔に表現されている。Nyāyavārttika やはり、この部分の前段、anityah śabda andriyakatvāt ghaṭavat が第一、sāmānyamaindriyakan dṛṣṭānītyānī, kasmānna tathā śabda が第二、yadi sāmānyamaindriyakan nityamitī ghaṭo'pyevamastu が第三

◎ Nyāyabhāṣya と Nyāyavārttika の引用を検証した結果述べる。Pm. の引用文の方が原典よりも明確であり、簡潔である。同じ原典の写本を引用するとかなり、著者田川の意見によつて文章を変えることは許されるであらう。この点に対する結論を出す前段、和合辯のよりな例を探し求めでみた。

II

「あくまで記述しておいた」とそれを前提にして例を述べて、それが明らかである。このやうな例は、すでに Nyāyabhāṣya の引用に示されておいた。省略されていても意味がわかるとは確かである。そのやうな意図のやうに簡潔に表現されたのかとも知れない。最後は原典では yadi sāmānyamaindriyakan nityamitī dṛṣṭānī śabdo 'pyevam bhavatviti ～」が、Pm. ドラ dṛṣṭām を欠き、bhavatu が astu になつている相違にかかる。意味は同じである。

以上の検討によつて、文章のかたわらには大いな相違があるにわかかねらず、全体の意味は同一であつてが明らかになつた。しかしながら、このように異なる文章をもつて引用であるとするとは困難である。もし引用文であるならば、そのようなかたわらの写本が存在したことになる。以上

Pm. 2.1.74. かの負処 (migrāhasthāna) は闇する論究が始める。「負処とは誤解 (vipratipatti) ～」K蟹 (apratipatti) ～だ」(NS 1.2.19) ～と Nyāyasūtra の定義に従ふたことであるが、Nyāyabhāṣya は記されておらず、いぶらのだけが負処ではあるべき立場に立つてゐる。ふつて Pm. 2.1.78 における、その vipratipatti と pratipatti たる語を定義しておのが、この部分の文章は、何を記されておなが、Nyāyamañjari からの引用である。最初に記した正理学派文献の一覧表には Nyāyamañjari からの引用が記されておるが、それらはすぐて偶頗べぬ。ふつてが、以下に指摘する Nyāyamañjari からの引用は散文体である。

viparitā kutsita vigarhanijā pratipattiḥ vipratipa-

ttiḥ—sādhanābhāse sādhanabuddhīrdūṣanābhāse ca (a)
dūṣanabuddhiḥ. apratipattivārambhavisaye 'nāram-
bhaḥ. sa ca sādhanē dūṣapām dūṣane coddharamānam
tayorakaraṇam apratipattiḥ. dvidhā hi vādi parājī-
yate — yathākartavyayamāpratiḥadyamāno vipari-
tan vā pratiḥadyamāna iti.

「謳解とは、顛倒せる、非難されたる、非難されるべき理解である。〔能立に似て能立たる〕似能立に対して〔謳ひて、正しさ〕能立とする知覚、また〔論破に似て論破ならぬ〕似論破に対して〔謳ひて、正しさ〕論破とする知覚である。それに対して不解とは、はじめるべく対象をはじめないものである。そして、それは、能立に対する論破、〔まだは〕論破に対する拒絶のはたみやがない」とあり、「それが」不解である。立論者は(1)種の仕方で負北する。例えば、なすべきとを行せず、あるいは反対なるものに対して行ずる〔ふらの場合である〕。

かい、」の引用文を Nyāyamañjari の原典^(a)と対照する
か、次の相違が見出される。
(a)欠、(b) ārambhasya viṣayāḥ, (c) coddhāraḥ, (d) kar-
tavyatāmanārabhamāno, (e) pratipādyamānaḥ

(a)は、問題とすべきではないが、この場合 ca はなきある方が文章を明確にする。(b)では、原典の代名詞になつてゐる。この場合は問題がなかろう。(d)は、原典では anārabhamāno (はじぬや) となつてゐるが、Pm. では apratipādyamāno (行せや) となつてゐるだけの相違である。(e)の場合ば、原典よりも Pm. の方がよきやうである。以上要するに、全体の意味の相違がなゝりとが明ひかである。

続いて Pm. 2. 1. 79 は、111種の負処の分類を Nyā-
yasūtra 5.2.1 に従ひ記し、次に「」のようだ説明が加え
られる。

atrānanubhāṣāṇamajñanamapratiḥā vikṣepaḥ pary-
anuyojyopekṣanamityapratiptiprakāraḥ. śeṣā vi-
pratiptibhedāḥ.

「」の「」不能誦、不知、不能難、避遁、難詰やくわ
ものとの見過は不解なる種相であり、残余のものは謳解の種類である。」

内容の点からいれに相当する Nyāyabhaśya 1.2.20 は、
apratipatti の中で matānujñā (謳許他難) を含む、次
のやへな類似した文章によつて表現されてゐる。

tatrānanubhāṣṇamajñānamapratibhā vikṣepo matā-
nuñā paryanuyojyopekṣṇamityapratiptattirnigraha-
sthanām. śeṣastu vpratipattiriti
ルの文が Nyāyamañjari ルおらべて matānuñā を除
く。その文章のスタイルもさへ既に Pm. も Nyāya-
bhāṣya ルで、次に記す Nyāyamañjari ル近似してい
る。

attrānanubhāṣṇamajñānamapratibhā vikṣepah

paryanuyojyopekṣṇamityapratipattiyā samṛghilāni
śeṣāni vi pratiptattiyā.

イタリックの部分が Pm. との相違点であるが、その意味は、「…不解」と「解」である。他は誤解によつて「〔未だ解じ得ぬ〕」である、何の相違もない。くつや
チヤンルは既に Nyāyamañjari を参考にしてゐると思われる。

Pm. 2.1.80 も Pm. 2.1.102 もやほおこて、111種

の負處に「」の定義、及びそれに対するくつやチヤンルの批判がなされてる。この定義は、Pm. 2.1.103 ル
ルおぼえ Aksapāda ルもつて説かれたものである記
してある。Aksapāda の Nyāyasūtra が根幹となり、
Nyāyabhāṣya ルと Nyāyavārttika ルと Nyāyamañjari

になれている定義が多く採用されてる。すでに考察した壞宗に関する Nyāyabhāṣya と Nyāyavārttika ルの用によつて知られるように、種々の文献を引用しながら定義をしていく。一二種の負處のうち、確実に出典が明らかになるものも多くある。引用文であるのか、くつやチヤンル自身の文章であるのか、明確に理解できないものもある。¹² あらん、定義の全部が引用によつて構成されているのではない。Nyāyasūtra の定義をそのまま用いたり、それに他の注釈書からの説明とか実例を引用したり、注釈をもとにしてくつやチヤンル自身の文章によつて綴つたりしている。そいや、それらの定義において見出される引用文献を一覽表にすれば次の如くである。

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| (1) | Pratiñāhāni (壞宗) NS, NBh, NV |
| (2) | pratiñāntara (異宗) NM (多少相違あり) |
| (3) | pratiñāvirodha (相違) (NBh, NM おもむり) |
| (4) | pratiñāsannyāsa (相違) NM (多少相違あり) |
| (5) | hetvavntara (異因) NM (同一文) |
| (6) | arthāntara (異義) NM (同一文) |
| (7) | nirarthaka (無義) NM (多少相違あり) |
| (8) | avijnātārtha (不可解義) (NBh じゃ NM じゃ類) |

似してゐるが、後者に近い

。」れいのすべてにわたつて検討する必要だとのや、
そのゆゑに「〔をもつておきる〕といふやう。やがて prat-
ijñāntara (異宗) の定義を艮ゆるに下す。

apārthaka (欠義) NM (多少相違あり)
aprāptikāla (不至時) NM (多少相違あり)
nyūna (欠減) NM (多少相違あり)
adhika (増加) NM (多少相違あり)

punarukta (重畠) NM (多少相違あり)
ananubhāṣaṇa (不能誦) NM (同 1 文)

ajñāna (不知) NM (多少相違あり)
apratibhā (不能難) NM (多少相違あり)

vikṣepa (避遁) NS
matānujñā (能許他難) NM (多少相違あり)

paryanuyojya-upekṣaṇa (難詰やくしゆくの看過)
NM (多少相違あり)

niranuyojya-anuyoga (難詰やくしゆくの難
詰) NS

apasiddhānta (離定説) NS, NM (多少相違
あり)

hetvābhāsa (似因) NS

いの一覧表が示すように、111種の負処の定義にはほとんど正理学派の文献からの引用がなされてゐる。そのうち最も引用回数が多く見出されるのは Nyāyamañjari であ

り、「〔立論者によつて〕その辯に有法において論証され
るが、〔立論者によつて〕その辯に有法において論証され
るが他の法が述べられるは異宗（主張の変更）もしく
負処である。【例えは、立論者によつて】『声は無常な
り。感官によりて把握される性質の故に』と述べられる
場合、同様に【反対論者によつて】普遍にもとづく「無
常と感官によりて把握される性質との」雑乱がおし出さ
れるもと、【立論者が次のようだ】言つたならば、【すなわ
ち】『次のことは正しき。普遍は、感官によりて把握さ

れ、常である。なぜならば遍在である。しかし声は遍在ではない。』彼(立論者)は『声は無常である』という前の主張より【異なる】他の主張【すなわち】『声は遍在ではなく』と【いう主張を】なして、他の主張による負處になる。』

この部分は Nyāyamañjari⁽²⁾ かの引用である。原典との相違点を記せば次の如くである。

(a) vādinah^④ が挿入。(b) pūrvavat, (c) vyabhicāro-dbhāvanayā pratyavasthitā āha, (d) sāmānyayamaindriyakam^⑤ yamityayin tadyuktam, (e) pratijñānā kurvan

これらの相違点のうち、(a) vādinah^④ (立論者)は原典では挿入されてくる方がよいが、省略しておこう。(b)は、原典では pūrvavat となっているが、tathaiva の方がわかりやすい。(c)の原典は「難乱を表わす」などって反対してくるが、「立へ」となっているが、それほどの相違ではない。(d)の場合も意味の相違は全くない。原典に比較すれば、Pm. の方が簡潔な表現になってしまふ。(e)は、原典では簡単に pratijñānā kurvan (主張をなして) となっている。要するに、(a)の引用の場合も、Pm. の引用の方が

具体的に、わかりやすい文章に変えられており、全体の意味は同一である。

次に punarukta (重畠) の定義を引用し、Nyāyamañjari の原典との比較を試みよう。

*sabdārthatayoh punarvacanam punaruktam nāma
nigrāhasthānam bhavatyanyatānuvādat.
śabdadpunaruktam nāma yatra sa eva śabdah punar-
uccāryate. yathā anityah⁽⁴⁾ śabdah anityah⁽⁵⁾ śabda-
iti. arthapunaruktam tu yatra so'ṛthaḥ prathamam-
anyena śabdenoktaḥ pūnah⁽⁶⁾ paryāyantarenoocyte.
yathā anityah⁽⁷⁾ śabdo vināśi dhvani⁽⁸⁾ iti. anuvāde
tu paunaruktyamadoṣo yathā—“hetvapadesāt pra-
tijñāyāḥ punarvacanam nīgamananam” (NS 1.1.39)
iti.*

「音と意味の再言は、複説と異って、重言という負處である。声の再言とは、その同じ声が再び発せられる場合である。例えは『声は無常なり。声は無常なり。』それに對して意味の再言は、その【同じ】意味が、最初に一つの言葉によって言われ、再び他の同義語によって言われる場合である。例えは『声は無常なり。音は滅するものである。』しかしながら、複説の場合の再び語るとは

過失ではない。例えは『因の叙述にめぐらす前の再言は帰結である』〔ベニラ Nyāyasūtra の冒葉の如し〕。」の引用文も Nyāyamañjari の punarukta の定義に一字一句一致していないが、全体の意味は異なる。あるいは用の仕方を詳しく検討するため、Nyāyamañjari の原文を次に記す。」¹³

*arthādāpanasya svaśabdēna punarvacanam
śabdarthasya vābhijitasya punarabhidhānam
punaruktān nāma nigrāhasthānam bhavati, anu-
vādām varjāyitvā śabda-punaruktān tāvidyatra
pūrveccārīta eva śabdāḥ punaruccāryate yathā ni-
tyah śabdo nityah śabda iti, artha-punaruktān tu
yatram so 'rthaḥ pūrvamanyena śabdenoktāḥ paryā-
yantareṇa punarucyate yathā nityah śabdo niro-
dhādharmako dhvāna iti,..... [中略] anuvāde
tu paunaruktyamadoṣo yathā hetrapadeśatpratijñā-
yāḥ punarvacanaṁ nigamanamiti.*

以上の相違点のうち、(a)は「一致する句があるが、べつどうない部分も多」。いれば、Nyāyasūtra 5.2.14 の śabda-arthayoh punarvacanaṁ punaruktamanyatānuvādāt だの辯議も Nyāyamañjari の部分とお絶りせんが、

文章になつてゐる段落 Nyāyasūtra と Nyāyamañjari にめぐらして、一マチヤンドラが」の定義を書いたのである。(b)は此細な相違点であるが、意味を明確にするためにくーマチヤンドラが書きかえたものと思われる。例えば tavād を nāma にしたり、vināśi を nirodhadharmako となし、これは明らかにそのいふを示してゐる。nityah を anityah に訂正してあるのと、同じ意図によるものである。Pm. 引用の最後の部分は、Nyāyamañjari とは少し後に並んで、中間の部分を不要とする省略したのである。また、Nyāyasūtra の用は、直接 Nyāyasūtra から引いたのではない。Nyāyamañjariにおいて引用されてゐるのを引いてゐる。以上によつて明らかな如く、くーマチヤンドラは自由に引用しながら、簡潔で明確な定義をなしてゐる。

負處の定義には、その他のようないわゆる引用文が多数見出されるが、やむに検討する必要もなかろう。以下で別な箇所に目を注いで見よ。

Pm. 2.1.63では、11回種の詭難(jati)が、Akṣapāda に従つて示され、続く Pm. 2.1.64では、それらの定義を記している。それらの中においても、主に Nyāyahāsyā からであるが、引用が見出される。原文との同一文書の四

存在するが、その他近似した引用も多い。例えば、varṇya-sama (要証相似) ～ avaryṇyasama (不要証相似)との定義における「のよんだ説明がなされて」の如きは、khyāpanīyo varṇyastadviparito 'varṇyāḥ, tāvetau

varṇyāvarṇyau sādhyadṛṣṭāntadharmau viparyasyan

varṇyāvarṇyasyame jāti prayuñke. [◎]

「要証」とは短いことの（確立されたことの）、不要証はその逆である。「れい」の要証と不要証とは、「それぞれ」所立法と論法である。「反対論者は」相反するに要証・不要証相似なる難を述べる。」

これに相当する Nyāyahāsyā は次の如くである。
khyāpanīyo varṇyo viparyayādavarnyāḥ, tāvetau
sādhyadṛṣṭāntadharmau viparyasyato varṇyāvarṇyā-
samau bhavataḥ.[◎]

「れい」の文章を对照すれば、非常に些細な相違点が見出されるのみであり、Nyāyahāsyā からの引用であると言つてもよいほどである。くわしくチャンドラは、Nyāyahāsyā の「の文章にもとづきながら、多少自分自身の文章によつて表現したものと思われる。」の如きは、かなり多く見出されるが、くわしくチャンドラ独自の説を述べているのではなく、正理学派の説を要領よくまとめたの

であるから不思議ないとではない。

やむに Pm. 2.1.66 において詭弁 (chala) の定義がなされてくる。いじには Nyāyasūtra に類似した表現が見出されるが、検討するに留めを省略したい。

III

Pm. では、論証過程及び誤謬論に関する定義を正理学派の文献に従つて記し、次にその定義に対するくわしくチャンドラの批判を述べている。その定義には Nyāyasūtra, Nyāyahāsyā, Nyāyavārttikā, Nyāyamanjari などから多くの引用がなされたり、それらの文献の定義をもとにし、くわしくチャンドラが要領よく表現したりしている実例を多數検討した。以上の検討の結果を纏めるならば、次のようにになるだろう。

(A) 引用文が原典と同一の場合。

(B) 引用文が原典と多少相違している場合。

(C) 引用文と原典との間にかなりの相違があり、引用文であることが疑われる場合。

(D) Nyāyasūtra または他の文献をもとにして定義が纏められ、その文章がもとの文献にとらふどりの類似している場合。

(A)の場合と(B)の場合とは何でも問題がなかろう。(B)の場合には、少くとも次の三つの方が考えられる。すなわち、(1)ジャイナ僧院所伝の写本がそのようなかたちであつたのか、(2)引用するときに、ヘーマチャンドラがところどころ書き換えたのか。(3)ヘーマチャンドラが原文をそのようなかたちで記憶していたのか、である。そのうち(1)はありえない。正理学派、すなわち、ジャイナ教徒にとって他派に属する文献が、ところどころ異つた文体によつてジャイナ僧院にのみ伝えられるることは考えられない。(2)はありうるであろう。Vātsyāyana の Nyāyahāṣya は四世紀後半、Jayantabhaṭṭa の Nyāyamañjari は十世紀頃の作であり、マチヤンドラの時代には、学僧達にとって難解に感じられる場合がありうる。また原典の文章が、纏まりのない、わかりにくい場合もありうる。そこでヘーマチャンドラは、原典の一部を書きかえることによつて、わかりやすい、簡潔な表現にしたものと考えられる。すでに検討した結果によれば、Pm. の引用文の方が原典より簡明になつてゐるところが充分な証拠になる。また検討した引用文のうちの Pm. 2.1.93 のように、Nyāyamañjari の原典を続けて引

用せず、中間の部分を省略して、要領のよい表現になつている場合もあつた。要するに、ヘーマチャンドラ自身が、原文の一部を書きかえることによつて、文章を簡明にしたのである。次にインドの論師は經典や有名な論書を暗誦しているから、(3)の場合も考えられる。これはヘーマチャンドラにかぎらず、他の論師も、記憶違いから、引用文の一部を異つたかたちで伝えることがある。

(C)の例は壞宗に関する Nyāvārttika の釈からの引用である。すでに示したように、その引用文の前に、「vārāttikākāra が釈す」と記しているが、一字一句にとらわれず、Nyāvārttika の釈を自由にヘーマチャンドラ自身の言葉でわかりやすく、簡潔に表現している。したがつて、これは引用であるとは言えない。その箇所の意味を記したにすぎない。

以上によりて明らかに如く、正理学派の文献に関するかぎり、ヘーマチャンドラの引用の仕方は、散文の場合、かなり自由であった。原典における難解な、不明瞭な箇所は訂正されたり、ヘーマチャンドラ自身の言葉で簡明に表現されたりしている。引用文と原典との些細な相違は他の論書においても稀なことではないが、ヘーマチャンドラのよに自由な引用の仕方はあまりその例はないようである。

それではくーマチャンダラはだせりのような引用の仕方をしているのであるうか。散文の引用は書きかえやすい状態にあるりしむ一つの理由であるが、さらに、他派の論書に対して絶対的な権威を感じないといふにその根拠があるのではなかろうか。換言すれば、くーマチャンダラは正理学派の文献に対して、一字一句を動かすことができる（しば）絶対的な権威を認めないうえに、引用文が書きかえやすい散文体であったからである。

註

- (1) 拙稿 A Study of the Pramāṇamīmāṃsā—An Incomplete Work on Jaina Logic——(印度学仏教学研究第十四卷第1号)、「トトマチ・ムーラーの研究」——著作年代を中心とする——
- (2) Pm. と記用されてるが文献については、拙稿「Pramāṇamīmāṃsā 所引の經論について」(印度学仏教学研究第十六卷第1号)において詳しく論じてある。この部分の記述はそれをもとにしたものである。
- (3) 壇宗に関する Nyāyasūtra 5.2.2. の定義 pratidṛṣṭānta-
- (4) dharmaṇujñā svadṛṣṭāntē pratijñāhāniḥ ([因對者]によつて主張された) 反論の法を曰く(裏例に認める)が、壇宗なり。) が記用されるが、anujñā が原典では abhyāmanujñā とひいてる。これは些細な相違にすぎず、意味はかわらない。
- (5) Pm. 2.1.80. 所引の NBh 5.2.2.
- (6) Pm. 2.1.80 所引の NV 5.2.2.

NV 5.2.2.

Pm. 2.1.78.

NM Part II, p. 190 (Kāshī-Sanskrit-Series).

Pm. 2.1.79.

NBh 1.2.20.

NM Part II p. 191.

Pm. 2.1.81.

NM Part II, p. 193.

Pm. 2.1.93.

NM Part II, p. 201.

Pm. 2.1.64.

NBh 5.1.4.

(15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)